

神戸松蔭大学学則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成と心身ともに健康な社会人の育成を期して高い学問的教養を授けるとともに学術研究の場として深く専門の学芸を研究教授することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第1条の2 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動その他の状況について自己点検及び評価を行い、その充実改善に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関して必要な事項は別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、学外の有識者等による検証を行う。

（教育研究活動等の情報の公表）

第1条の3 本学は、法令に基づき、教育研究活動等の状況についての情報を積極的に公表する。

（学部及び学科等）

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

文学部

グローバルコミュニケーション学科

日本語日本文化学科

人間科学部

心理学科

人間科学科

ファッション・ハウジングデザイン学科

教育学部

教育学科

（教育研究の目的）

第2条の2 学部及び学科の教育研究の目的、人材育成に関する目的は以下のとおりとする。

(1) 文学部

本学の建学の精神であるキリスト教の愛の精神と人文系の学問の教育によって、個人の健全な人格形成を促すとともに、卒業後は、自己実現から発展して、現代社会の課題に積極的に向き合い、その発展に貢献し得る知見と能力を持った人材の育成を目的とする。

ア グローバルコミュニケーション学科

英語を学ぶことによって柔軟な国際性を身につけ、個性豊かに創造性を発揮して、自分自身を高めるとともに、さまざまな形で社会に貢献する人材の育成を目的とする。

イ 日本語日本文化学科

日本語・日本文化についての深く豊かな教養のうえに、現代日本社会における言語現象・文化現象を的確に分析する能力を身につけ、自らの考えを適切に表現し、主体的に発信できる人材の育成を目的とする。

(2) 人間科学部

本学の建学の精神であるキリスト教の愛の精神と人間諸科学を基本とした教育を通じて、他者への思いやりの心を持って社会へ貢献することができる人材を育成すること、及び社会科学、自然科学という複合的な視点から、「人間とは何か」、「よりよく生きるためにはどうすべきか」を探究し、よりよい方策を提案し、「健康で人間らしく質の高い生活」の実現と継承に資する人材の育成を目的とする。

ア 心理学科

人の心と行動を調査・分析する実証的な研究方法に加え、さまざまな実習等を通して心の問題解決に必要な知識と技術を身につけ、問題解決の方策を社会に提案できる人材の育成を目的とする。

イ 人間科学科

都市化された社会における生活をさまざまな視点から研究することにより、人間らしい質の高い生活を創造・提案できる人材の育成を目的とする。

ウ ファッション・ハウジングデザイン学科

ライフスタイルに関するデザインの専門知識・技術と同時に、人間科学的・生活学的な視点と深い教養に根差し、調和のとれた生活や地域貢献に資する具体的で創造的なデザイン

を提案できる人材の育成を目的とする。

(3) 教育学部

本学の建学の精神であるキリスト教の愛の精神と教育・保育に関連する学問の教育によって、教育に対する使命感を育成し、学校教育における高度な専門的知識や社会における子育て支援のスキルを習得させ、学校で教員として活躍できる人材、家庭や地域社会や教育関連企業で教育活動及び子育て支援を推進できる人材の育成を目的とする。

ア 教育学科

教育学・保育学関係の知識と実践的技能を習得し、幼児教育から初等教育までの発達段階や特性を踏まえ、多様な教育的ニーズに応じ、そのニーズにふさわしい指導方法や学習スタイルを選択し、たえず工夫して実践できる人材の育成を目的とする。

(定員等)

第 2 条の 3 本学の学部学科の定員を次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	グローバルコミュニケーション学科	50 名	200 名
	日本語日本文化学科	60 名	240 名
人間科学部	心理学科	70 名	280 名
	人間科学科	100 名	400 名
	ファッション・ハウジングデザイン学科	60 名	240 名
教育学部	教育学科	60 名	240 名
計		400 名	1,600 名

(大学院)

第 2 条の 4 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は神戸松蔭大学大学院学則に定める。

第 2 章 修業年限・学年・学期・授業期間及び休業

(修業年限)

第 2 条 本学の修業年限は 4 年とする。ただし、在学年限は 8 年とし、これを超えて在学することはできない。

2 特別な事情がある者については、特別在學生として在学年限を延長することができる。

(学 年)

第 4 条 本学の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

第 5 条 学年は次の 2 期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 25 日まで

後 期 9 月 26 日から翌年 3 月 31 日まで

(授業期間)

第 6 条 1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものとする。

(休 業)

第 7 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 本学院記念日（9 月 17 日）

(4) 夏期休業（8 月 5 日から 9 月 25 日まで）

(5) 冬期休業（12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで）

(6) 春期休業（3 月 11 日から 3 月 29 日まで）

2 学長は前項に定める休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

3 休業日においても必要のある場合は授業を行うことがある。

第 3 章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 8 条 授業科目は、全学共通科目、外国語科目、専門教育科目及び資格科目他に分け 4 学年に配当する。

2 授業科目及び単位数は、文学部別表(1)、人間科学部別表(1)、教育学部別表(1)のとおりとする。

（履修方法）

第 9 条 学生は、次の各号に掲げる科目区分について、学科ごとにそれぞれ当該各号に定める単位数を履修し、124 単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通科目

- ア 文学部グローバルコミュニケーション学科、日本語日本文化学科
社会と人間系列より 4 単位以上、キャリア系列より 2 単位以上、コミュニケーション系列より 2 単位以上、情報系列より 4 単位以上、合計 20 単位以上
- イ 人間科学部心理学科、人間科学科、ファッション・ハウジングデザイン学科
社会と人間系列より 4 単位以上、キャリア系列より 2 単位以上、コミュニケーション系列より 2 単位以上、情報系列より 4 単位以上、合計 20 単位以上
- ウ 教育学部教育学科
社会と人間系列より 6 単位以上、情報系列より 4 単位以上、合計 12 単位以上

(2) 外国語科目

- ア 文学部グローバルコミュニケーション学科
第一外国語 4 単位以上、第二外国語 4 単位以上、合計 8 単位以上
- イ 文学部日本語日本文化学科
4 単位以上
- ウ 人間科学部人間科学科
英語 4 単位以上を含み 8 単位以上
- エ 人間科学部心理学科、ファッション・ハウジングデザイン学科
英語 4 単位以上
- オ 教育学部教育学科
英語 4 単位以上

(3) 専門教育科目

- ア 文学部グローバルコミュニケーション学科、日本語日本文化学科、人間科学部心理学科、人間科学科、ファッション・ハウジングデザイン学科
66 単位以上
 - イ 教育学部教育学科
92 単位以上
- (4) 前(1)(2)(3)号のほかに、学科ごとに全学共通科目、外国語科目、専門教育科目、資格科目他より任意に、次の単位を修得しなければならない。
- ア 文学部グローバルコミュニケーション学科にあつては 30 単位以上、日本語日本文化学科にあつては 34 単位以上
 - イ 人間科学部心理学科にあつては 34 単位以上、人間科学科にあつては 30 単位以上、ファッション・ハウジングデザイン学科にあつては 34 単位以上
 - ウ 教育学部教育学科にあつては 14 単位以上

（教職に関する科目）

第 10 条 教育職員免許状を得ようとする者は、各学科配当の関係科目のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得し得る教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部及び学科名	資格及び免許状の種類
文学部 日本語日本文化学科	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(書道)
人間科学部 人間科学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)
教育学部 教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状

- 3 教職に関する科目の授業科目及び単位数は、文学部別表(2)、人間科学部別表(2)のとおりとする。
- 4 教育学部教育学科において教育職員免許状を取得しようとする者の履修方法は別に定める。

(司書に関する科目)

- 第10条の2 司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。
- 2 学校図書館法に規定する学校司書の資格を得ようとする者は、文部科学省が定める所定の単位を修得しなければならない。
 - 3 授業科目及び単位数は、文学部別表(3)、人間科学部別表(3)、教育学部別表(2)のとおりとする。

(学芸員に関する科目)

- 第10条の3 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得しなければならない。
- 2 授業科目及び単位数は、文学部別表(4)のとおりとする。

(保育士養成課程)

- 第10条の4 教育学部教育学科において保育士の資格を得ようとするものは、児童福祉法及び同法施行規則に規定する所定の単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。
- 2 授業科目、履修方法は別に定める。

(公認心理師に関する科目)

- 第10条の5 人間科学部心理学科において、公認心理師の受験資格を得ようとする者は、第9条に規定する卒業の要件を充足し、かつ公認心理師法及び同法施行規則に規定する所定の科目を修得しなければならない。
- 2 授業科目、履修方法は別に定める。

(他の大学又は短期大学等における授業科目の履修等)

- 第11条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合においても準用する。この場合、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第11条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。ただし、前条第1項及び第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第12条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として履修した単位を含む)を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った第11条の2に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第11条の各項及び第11条の2により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（単位算定の基準）

- 第 13 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間から 30 時間の授業時間をもって 1 単位とすることができる。
 - (2) 演習（外国語を含む）については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 実習及び実技については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

（授業の方法）

- 第 14 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（成績評価基準等の明示等）

- 第 14 条の 2 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

- 第14条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。
- 2 前項の研修及び教育の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（卒業の要件）

- 第15条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、124単位以上の単位を修得したもののについては、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 第15条の2 第15条の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第14条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

（単位の授与）

- 第16条 授業科目を履修し、試験に合格した者に対し、所定の単位を与える。ただし、第13条第2項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学習の成果を評価して単位を与えることができる。
- 第17条 試験は、筆記試験の他、口述、論文、レポート、実技、作品提出等により、担当者の評価方針に従い学期中に適宜行う。
- 第18条 (削 除)
- 第 19 条 休学中の者並びに学費未納者は、単位認定されない。
- 第 20 条 (削 除)

（成績の評価）

- 第 21 条 成績の評価は 100 点をもって満点として 60 点以上を合格とし、90 点以上を AA、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C とする。

- 2 各授業科目の成績素点に対して、グレードポイント（以下「GP」という。）を与え、これに基づき成績の総合平均値グレードポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出し、学修結果を総合的に判断する指標として用いる。
- 3 GPA の算出方法等必要な事項は別に定める。

第 4 章 卒業及び学位

（卒業）

第 22 条 大学に所定の期間在学して所定の課程を履修し、かつその試験に合格した者には、教授会の審議を経て学長が卒業を認定する。

（学位）

第 23 条 学長は、卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより次のとおり学位を授与する。

学 部	学 科	学 位
文学部	グローバルコミュニケーション学科	学士（文学）
	日本語日本文化学科	学士（文学）
人間科学部	心理学科	学士（心理学）
	人間科学科	学士（人間科学）
	ファッション・ハウジングデザイン学科	学士（人間科学）
教育学部	教育学科	学士（教育学）

第 5 章 入学、転学、転科、休学、留学、退学及び除籍等

（入学の時期）

第 24 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、次に規定するものは学期の始めとすることができる。

- (1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (2) 転学、編入学、再入学の規程により許可された者

（入学資格）

第 25 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学検定）

第 26 条 前条の入学志願者について入学検定試験を行う。

第 27 条 入学志願者は、第 42 条に定める入学検定料を添えて次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長記載の調査書
- (3) 3 カ月以内に撮影した写真

（選考）

- 第 28 条 入学を許可する者の選考は、前条に規定する提出書類及び本学の行う筆答試験による。
- 2 必要あるときは面接試験を行うことがある。

（入学の手続）

- 第 29 条 入学検定試験に合格した者は、第 42 条に定める入学金その他の学費を添えて、誓約書、保証書を所定の期日内に提出し、その他本学所定の手続きをとらなければならない。
- 第 30 条 保証人は父若しくは母又はこれに代わり、保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。
- 2 保証人は、保証する学生の在学中その一身について一切の責務を果たさなければならない。
- 3 保証人が死亡し、又はその他の理由によって資格を失ったときは、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

（編 入 学）

- 第31条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は相当の年次（第 2 年次若しくは第 3 年次）に入学を許可することができる。
- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学（外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上、総授業時間数が 1,700 時間以上又は 62 単位以上である者に限る）を修了した者
- (5) 修業年限が 2 年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者
- (6) 2 年次編入学においては大学に 1 年以上在学し 31 単位以上修得した者、3 年次編入学においては大学に 2 年以上在学し 62 単位以上修得した者
- 2 編入学に関するその他必要な事項は別に定める。
- 第 32 条 削除

（転 学）

- 第33条 他の大学から本学に転学しようとする者は、当該学年に欠員がある場合に限り、選考の上、これを許可することができる。
- 2 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

（転 科）

- 第 33 条の 2 学生が他の学部学科へ転科又は転専修を願い出たときは、選考の上、許可することができる。
- 2 転科に関するその他必要な事項は別に定める。

（休 学）

- 第 34 条 病気その他やむを得ない事由により 3 ヶ月以上修学できないときは、保証人連署の休学願にその事実を証明する書類を添えて提出し、許可を得て休学することができる。
- 2 病気その他の事由により長期にわたり修学ができないと認められるときは、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き許可を願い出ることができる。
- 4 休学できる期間は通算して 4 年を超えることはできない。
- 5 休学期間は第 3 条の在学年数に算入しない。
- 6 休学に関するその他必要な事項は別に定める。

（留 学）

- 第 35 条 外国の大学で学修することを希望する者は、許可を得て留学することができる。
- 2 留学に関するその他必要な事項は別に定める。

（退 学）

- 第 36 条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて提出しなければならない。
- 2 退学に関するその他必要な事項は別に定める。

（除 籍）

- 第 37 条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 休学期間が通算4ヵ年を経過してなお復学又は退学しない者
- (2) 第3条に定める在学年限を超えてなお退学しない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者

2 除籍に関するその他必要な事項は別に定める。

（復学）

第38条 休学期間が満了した者は復学となる。休学期間満了後も引き続き休学を希望する者は、休学延長願を提出し、許可を得なければならない。

2 復学に関するその他必要な事項は別に定める。

（再入学）

第39条 所定の手続を経て退学した者が、保証人連署の再入学願により再入学を希望するときは、これを許可することができる。

2 学費滞納による除籍者の再入学も前項に準ずる。

3 再入学に関するその他必要な事項は別に定める。

第6章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の学費

（入学検定料）

第40条 本学に入学を志願する者は、第27条に定める手続と同時に入学検定料を納めなければならない。

（入学金その他の学費）

第41条 入学又は編入学を許可された者は、入学金、授業料及びその他の学費を所定の期日までに納めなければならない。

第42条 前2条に定める入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費の額、並びに納入期日は文学部別表(5)、人間科学部別表(4)、教育学部別表(3)のとおりとする。

2 授業料の納入は、所定の手続を経て分納とすることができる。

3 第3条2項による特別在学生の学費については、その都度審議し決定する。

第43条 いったん納付した学費その他は原則として返還しない。

第44条 在学中、授業料その他の学費について変更のあった場合には、新たに定められた金額に基づいて納付しなければならない。

第45条 （削除）

第46条 証明書類の発行を受ける者は、所定の手数料を納めなければならない。

（退学及び転学の場合の学費）

第47条 退学及び転学しようとする者は、その期の学費その他を納付しなければならない。

（停学中の学費）

第48条 停学中の場合でも授業料その他の学費は納付しなければならない。

（休学中の学費）

第49条 休学期間中は休学在籍料として半期につき6万円を徴収する。その他は徴収しない。

（奨学金の貸与又は給与）

第50条 学業優秀者、その他本学の認めた者には、校納金の一部又は全部に相当する奨学金を貸与又は給与することがある。

2 奨学金についての規程は別に定める。

第7章 懲戒

（懲戒）

第51条 学生が学則その他の規程又は命令に背き、若しくは学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者は、懲戒処分に付する。

2 懲戒に関する規程は別に定める。

（懲戒の種類）

第52条 懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。

- 2 前項の退学は次の各号の一に該当する者に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 3 停学期間が長期にわたる場合、停学期間は在学期間に含めない。

第8章 教職員組織

（教職員組織）

- 第53条 本学に学長を置く。学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 3 本学に学部長を置く。
 - 4 本学に教授、准教授、講師、助教、事務職員及びその他必要な職員をおく。

第9章 教授会

（構成）

- 第54条 本学に教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、教授、准教授及び講師をもって組織する。
 - 3 教授会は、必要に応じて第2項の構成員以外の者を加えることができる。

（審議事項）

- 第55条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 図書館及び研究所

（附属機関）

- 第56条 本学に図書館及び言語科学研究所並びに神戸松蔭こころのケア・センターをおく。
- 2 図書館に関する規程は別に定める。
 - 3 言語科学研究所に関する規程は別に定める。
 - 4 神戸松蔭こころのケア・センターに関する規程は別に定める。

第11章 学生寮及び厚生施設

（学生寮）

- 第57条 学生の一部を神戸松蔭大学の設ける学生寮に収容する。
- 2 学生寮に関する規程は別に定める。

（厚生施設）

- 第58条 教職員並びに学生は、松蔭女子学院の設ける厚生施設を利用することができる。
- 2 厚生施設に関する規程は別に定める。

第12章 科目等履修生・委託生及び外国人留学生

（科目等履修生）

- 第59条 特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。
- 2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した授業科目については、単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関し必要な規程、及び教育職員免許状取得のための科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（委託生）

第 60 条 公の機関又は団体からその所属する者について学修科目を定めて入学を願い出たときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

（科目等履修生等に関する準用規程）

第 61 条 科目等履修生及び委託生については、別に定める取扱規程のほかは第 4 章を除き、本学則を準用する。

（外国人留学生）

第 62 条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として選考の上、入学を許可することがある。その選考については別に定める。

（外国人留学生に関する準用規程）

第 63 条 外国人留学生については、特別の規定のない限り本学則を準用する。

第 13 章 公 開 講 座

（公開講座）

第 64 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 14 章 学 則 変 更

（学則の変更）

第 65 条 この学則の変更は、教授会の意見を聴き、常務理事会の審議を経て理事会で決定する。

附 則

本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、昭和 58 年度から昭和 60 年度において総定員は、第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

昭和 58 年度	730 名
昭和 59 年度	820 名
昭和 60 年度	910 名

附 則
本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
1. 本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、昭和 61 年度から昭和 74 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
文 学 部	
英 米 文 学 科	150 人
国 文 学 科	125 人
計	275 人

附 則
1. 本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、昭和 62 年度から昭和 70 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
文 学 部	
英 米 文 学 科	200 人
国 文 学 科	125 人
計	325 人

附 則
本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
本学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則
本学則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
1. 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

平成 3 年度から平成 7 年度まで	
学部・学科等	入学定員
文 学 部	
英 米 文 学 科	250 人
国 文 学 科	160 人
	410 人

平成 8 年度から平成 11 年度まで	
学部・学科等	入学定員
文 学 部	
英語英米文学科	200 人
国 文 学 科	160 人
	360 人

（注）英米文学科は、平成 4 年 4 月 1 日付けで英語英米文学科に名称変更が認可された。

附 則
1. 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

2. 第 2 条の規定にかかわらず、英米文学科は、平成 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、英米文学科は、平成 5 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、英米文学科は、平成 6 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は、校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。
3. 第 2 条の規定にかかわらず、英米文学科は、平成 7 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は、校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。
3. 第 2 条の規定にかかわらず、平成 8 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

平成 8 年度から平成 11 年度まで	
学部・学科等	入学定員
文 学 部	
英 語 英 米 文 学 科	250 人
国 文 学 科	160 人
計	410 人

4. 第 2 条の規定にかかわらず、英米文学科は、平成 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は、校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。

附 則

1. 本学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は、校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。

附 則

1. 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は、校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。

附 則

1. 本学則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。
ただし、本学則第 49 条に定める休学中の学費は、平成 12 年 4 月 1 日に在学する学生から適用す

- る。
3. 第 2 条の規定にかかわらず平成 12 年度から 15 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部学科	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員
文学部				
英語英米文学科	275	265	255	245
国 文 学 科	124	118	112	106
総合文芸学科	70	70	70	70
合 計	469	453	437	421

附 則

1. 本学則は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。
ただし、本学則第 49 条に定める休学中の学費は、平成 12 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
3. 第 2 条の規定にかかわらず平成 13 年度から 15 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部学科	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	入学定員	入学定員	入学定員
文学部			
英語英米文学科	265	255	245
国 文 学 科	118	112	106
総合文芸学科	70	70	70
心 理 学 科	70	70	70
合 計	523	507	491

附 則

1. 本学則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。
ただし、本学則第 49 条に定める休学中の学費は、平成 12 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
3. 第 2 条の規定にかかわらず平成 14 年度から 15 年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部学科	平成 14 年度	平成 15 年度
	入学定員	入学定員
文学部		
英語英米文学科	255	245
国 文 学 科	112	106
総合文芸学科	70	70
心 理 学 科	70	70
合 計	507	491

附 則

1. 本学則は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則施行の際、平成 6 年度以前に入学した学生は校名について神戸松蔭女子学院大学の適用を受けるほかは、それぞれの入学年度における松蔭女子学院大学学則の定めによる。
ただし、本学則第 49 条に定める休学中の学費は、平成 15 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
3. 第 2 条の規定にかかわらず平成 15 年度の入学定員は次のとおりとする。

学部学科	平成 15 年度 入学定員
文学部	
英語英米文学科	245
国 文 学 科	106

総 合 文 芸 学 科	70
心 理 学 科	70
合 計	491

附 則

1. 本学則は、平成 15 年 12 月 18 日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 16 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および第 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けて学生について適用する。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、文学部心理学科は、当該学科に平成 16 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 人間科学部心理学科に係る定員の経過措置
第 2 条に規定する人間科学部心理学科の 1 年次入学定員、3 年次編入学定員および収容定員は、平成 16 年度、17 年度、18 年度について次のとおりとし、19 年度以降は第 2 条による。

	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
人間科学部 心理学科	入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員	入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員	入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員
	70	10	80	70	10	160	70	10	230

4. 人間科学部心理学科への編入学生に係る措置
人間科学部心理学科への編入学生に関し、平成 16 年度編入学生については、平成 16 年 4 月 1 日施行の学則を、平成 17 年度編入学生については平成 17 年 4 月 1 日施行の学則を適用する。なお、平成 18 年度以降の編入学生については、編入学した年度の第 3 学年の学生に適用する学則の適用を受けるものとする。

学則第 48 条第 2 項、第 52 条第 3 項に関する細則

停学期間が長期にわたる場合の長期とは、1 ヶ月を超える場合をいう。

附 則

1. 本学則は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 17 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。また、本学則第 49 条に定める休学中の学費は、平成 15 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、文学部心理学科は、当該学科に平成 17 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 人間科学部心理学科に係る定員の経過措置
第 2 条に規定する人間科学部心理学科の 1 年次入学定員、3 年次編入学定員および収容定員は、17 年度、18 年度について次のとおりとし、19 年度以降は第 2 条による。

	平成 17 年度			平成 18 年度		
人間科学部 心理学科	入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員	入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員
	70	10	160	70	10	230

4. 人間科学部心理学科への編入学生に係る措置
人間科学部心理学科への編入学生に関し、平成 17 年度編入学生については平成 17 年 4 月 1 日施行の学則を適用する。なお、平成 18 年度以降の編入学生については、編入学した年度の第 3 学年の学生に適用する学則の適用を受けるものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 18 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けた学生について適用する。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、文学部心理学科は、当該学科に平成 18 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 人間科学部心理学科に係る定員の経過措置
第 2 条に規定する人間科学部心理学科の 1 年次入学定員、3 年次編入学定員および収容定員は、平成 18 年度について次のとおりとし、19 年度以降は第 2 条による。

人間科学部 心理学科	平成 18 年度		
	入学定員	3 年次編入 学定員	収容定員
	70	10	230

附 則

1. 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 19 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けた学生について適用する。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、文学部心理学科は、当該学科に平成 19 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

1. 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 20 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けた学生について適用する。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、文学部心理学科は、当該学科に平成 20 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語英米文学科、国文学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する文学部英語英米文学科、国文学科の収容定員は、平成 20 年度、21 年度、22 年度について次のとおりとし、23 年度以降は第 2 条による。

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 英語英米文学科	170	875	170	810	170	745
文学部 国文学科	80	380	80	360	80	340

附 則

1. 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 21 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けた学生について適用する。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、文学部心理学科は、当該学科に平成 21 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語英米文学科、国文学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する文学部英語英米文学科、国文学科の収容定員は、平成 21 年度、22 年度について次のとおりとし、23 年度以降は第 2 条による。

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 英語英米文学科	170	810	170	745
文学部 国文学科	80	360	80	340

附 則

1. 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 22 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けた学生について適用する。
2. 文学部英語英米文学科、国文学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する文学部英語英米文学科、国文学科の収容定員は、平成 22 年度について次のとおりとし、平成 23 年度以降は第 2 条による。

	平成 22 年度	
	入学定員	収容定員
文学部 英語英米文学科	170	745
文学部 国文学科	80	340

附則

1. 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 23 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）また、本学則第 48 条に定める停学期間中の学費および 49 条に定める休学中の学費は、平成 16 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。また、本学則第 52 条第 3 項に定める停学期間に関する扱いは、平成 16 年 4 月 1 日以降に停学処分を受けた学生について適用する。
2. 第 2 条の規定にかかわらず、英語英米文学科、国文学科は、当該学科に平成 23 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語学科、日本語日本文化学科、総合文芸学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する文学部英語学科、日本語日本文化学科、総合文芸学科の収容定員は、平成 23 年度、24 年度、25 年度について次のとおりとし、26 年度以降は第 2 条による。

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 英語学科	140	140	140	280	140	420
文学部 日本語日本文化学科	70	70	70	140	70	210
文学部 総合文芸学科	50	260	50	240	50	220

4. 人間科学部心理学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する人間科学部心理学科の収容定員は、平成 23 年度について次のとおりとし、24 年度以降は第 2 条による。

	平成 23 年度	
	入学定員	収容定員
人間科学部 心理学科	70	290

附 則

1. 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 24 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）

2. 第 2 条の規定にかかわらず、英語英米文学科、国文学科は、当該学科に平成 24 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語学科、日本語日本文化学科、総合文芸学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する文学部英語学科、日本語日本文化学科、総合文芸学科の収容定員は、平成 24 年度、25 年度について次のとおりとし、26 年度以降は第 2 条による。

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部 英語学科	140	280	140	420
文学部 日本語日本文化学科	70	140	70	210
文学部 総合文芸学科	50	240	50	220

4. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 25 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、英語英米文学科、国文学科は、当該学科に平成 25 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語学科、日本語日本文化学科、総合文芸学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条に規定する文学部英語学科、日本語日本文化学科、総合文芸学科の収容定員は、平成 25 年度について次のとおりとし、26 年度以降は第 2 条による。

	平成 25 年度	
	入学定員	収容定員
文学部 英語学科	140	420
文学部 日本語日本文化学科	70	210
文学部 総合文芸学科	50	220

4. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 26 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の規定にかかわらず、英語英米文学科、国文学科は、当該学科に平成 26 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 27 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず、英語英米文学科、国文学科は、当該学科に平成 27 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 28 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず、英語英米文学科、国文学科は、当該学科に平成 28 年 3 月 31 日に在籍する学生が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

3. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 29 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず、人間科学部生活学科は、当該学科に平成 29 年 3 月 31 日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語学科、日本語日本文化学科、人間科学部都市生活学科、食物栄養学科に係る収容定員の経過措置

第 2 条の 3 に規定する文学部英語学科、日本語日本文化学科、人間科学部都市生活学科、食物栄養学科の収容定員は、平成 29 年度、30 年度、31 年度について次のとおりとし、32 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	英語学科	110	530	110	500	110	470
	日本語日本文化学科	60	270	60	260	60	250
人間科学部	都市生活学科	100	100	100	200	100	300
	食物栄養学科	60	60	60	120	60	180

4. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
5. 第 48 条については、平成 29 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 30 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず人間科学部生活学科は、当該学科に平成 30 年 3 月 31 日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語学科、日本語日本文化学科、人間科学部都市生活学科、食物栄養学科に係る収容定員の経過措置

第 2 条の 3 に規定する文学部英語学科、日本語日本文化学科、人間科学部都市生活学科、食物栄養学科の収容定員は、平成 30 年度、31 年度について次のとおりとし、32 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	平成 30 年度		平成 31 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	英語学科	110	500	110	470
	日本語日本文化学科	60	260	60	250
人間科学部	都市生活学科	100	200	100	300
	食物栄養学科	60	120	60	180

4. 第 38 条については、平成 24 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
5. 第 48 条については、平成 29 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（平成 31 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
 2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科、人間科学部生活学科並びに子ども発達学科は、当該学科に平成 31 年 3 月 31 日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
 3. 文学部日本語日本文化学科、人間科学部都市生活学科、食物栄養学科に係る収容定員の経過措置
- 第 2 条の 3 に規定する文学部日本語日本文化学科、人間科学部都市生活学科、食物栄養学科の収容定員は、平成 31 年度について次のとおりとし、32 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	平成 31 年度
----	----	----------

		入学定員	収容定員
文学部	日本語日本文化学科	60	250
人間科学部	都市生活学科	100	300
	食物栄養学科	60	180

4. 文学部英語学科に係る収容定員の経過措置

第 2 条の 3 に規定する文学部英語学科の収容定員は、平成 31 年度、32 年度、33 年度について次のとおりとし、34 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	英語学科	100	460	100	420	100	410

5. 教育学部教育学科に係る収容定員の経過措置

第 2 条の 3 に規定する教育学部教育学科の収容定員は、平成 31 年度、32 年度、33 年度について次のとおりとし、34 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	平成 31 年度		平成 32 年度		平成 33 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	120	120	120	240	120	360

6. 第 48 条については、平成 29 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（令和 2 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科、人間科学部生活学科並びに子ども発達学科は、当該学科に令和 2 年 3 月 31 日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 文学部英語学科に係る収容定員の経過措置
第 2 条の 3 に規定する文学部英語学科の収容定員は、令和 2 年度、令和 3 年度について次のとおりとし、令和 4 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	令和 2 年度		令和 3 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	英語学科	100	420	100	410

4. 教育学部教育学科に係る収容定員の経過措置

第 2 条の 3 に規定する教育学部教育学科の収容定員は、令和 2 年度、令和 3 年度について次のとおりとし、令和 4 年度以降は第 2 条の 3 による。

学部	学科	令和 2 年度		令和 3 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	120	240	120	360

5. 第 48 条については、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日に在籍する学生から適用する。

6. 第 30 条第 1 項については、令和 3 年度（2021 年度）入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（令和 3 年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第 2 条の 3 の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科、人間科学部生活学科並びに子ども発達学科は、当該学科に令和 3 年 3 月 31 日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続

するものとする。

3. 文学部英語学科に係る収容定員の経過措置

第2条の3に規定する文学部英語学科の収容定員は、令和3年度について次のとおりとし、令和4年度以降は第2条の3による。

学部	学科	令和3年度	
		入学定員	収容定員
文学部	英語学科	100	410

4. 教育学部教育学科に係る収容定員の経過措置

第2条の3に規定する教育学部教育学科の収容定員は、令和3年度について次のとおりとし、令和4年度以降は第2条の3による。

学部	学科	令和3年度	
		入学定員	収容定員
教育学部	教育学科	120	360

5. 第48条については、平成29年（2017年）4月1日に在籍する学生から適用する。

6. 第30条第1項については、令和3年度（2021年度）入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和4年（2022年）4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（令和4年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）

2. 第2条の3の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科、人間科学部生活学科並びに子ども発達学科は、当該学科に令和4年3月31日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

3. 第30条第1項については、令和3年度（2021年度）入学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和5年（2023年）4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（令和5年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）

2. 第2条の3の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科、人間科学部生活学科並びに子ども発達学科は、当該学科に令和5年3月31日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

3. 第30条第1項については、令和3年度（2021年度）入学生から適用する。

4. 第14条及び第15条の2については、令和4年（2022年）4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

1. 本学則は、令和6年（2024年）4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、なお、従前の例による。（令和6年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）

2. 第2条の3の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科は、当該学科に令和6年3月31日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

3. 第30条第1項については、令和3年度（2021年度）入学生から適用する。

4. 第14条及び第15条の2については、令和4年（2022年）4月1日に在籍する学生から適用する。

5. 文学部英語学科、教育学部教育学科に係る収容定員の経過措置

第2条の3に規定する文学部英語学科、教育学部教育学科の収容定員は、令和6年度、7年度、8年度について次のとおりとし、9年度以降は第2条の3による。

学部	学科	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	英語学科	50	350	50	300	50	250

教育学部	教育学科	60	420	60	360	60	300
------	------	----	-----	----	-----	----	-----

附 則

1. 本学則は、令和7年（2025年）4月1日より施行する。ただし、この学則施行の日以前に入学した者については、大学名は神戸松蔭大学の適用を受けるほかは、なお、従前の例による。（令和7年度新設の選択科目についてはこの限りでない。）
2. 第2条の3の規定にかかわらず、文学部総合文芸学科、人間科学部食物栄養学科は、当該学科に令和7年3月31日に在籍する学生が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。
3. 第30条第1項については、令和3年度（2021年度）入学生から適用する。
4. 第14条及び第15条の2については、令和4年（2022年）4月1日に在籍する学生から適用する。
5. 文学部グローバルコミュニケーション学科、教育学部教育学科に係る収容定員の経過措置
第2条の3に規定する文学部グローバルコミュニケーション学科、教育学部教育学科の収容定員は、令和7年度、8年度について次のとおりとし、9年度以降は第2条の3による。

学部	学科	令和7年度		令和8年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	グローバルコミュニケーション学科	50	300	50	250
教育学部	教育学科	60	360	60	300